

令和6年度 第2回 高松市国健康保険運営協議会

別冊資料

目 次

1	令和7年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針新旧対照表	・ ・ ・ ・ ・	1
---	------------------------------	-----------	---

1 令和7年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針新旧対照表

基本方針

新	旧
(同 右) こうした状況を受けて、国においては、平成30年度の制度改革により、都道府県を財政運営の主体とすることを始めとする、国民健康保険制度の安定化及び基盤強化が図られているところであり、<u>香川県においても、第2期香川県国民健康保険運営方針に基づき、保険料水準の統一（同一所得・同一世帯構成であれば、県内のどの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態）の目標年度である令和18年度までに、段階的に各種国保事業の標準化に取り組むこととしています。</u>	国民健康保険は、我が国の国民皆保険の根幹をなすものであり、本市においても、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進を支えるという、重要な役割を果たしています。 しかし、被用者保険など他の健康保険制度に比べ、被保険者の年齢構成が高いことから、一人当たりの医療費水準が高く、また、低所得者層の加入割合が高いなど、構造的な問題を抱えています。 加えて、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴う、疾病構造の多様化や生活習慣病の増加等により、本来は保険料で賄うべき医療給付費の更なる上昇も懸念されるところです。 こうした状況を受けて、国においては、平成30年度の制度改革により、都道府県を財政運営の主体とすることを始めとする、国民健康保険制度の安定化及び基盤強化が図られているところであり、<u>第2期香川県国民健康保険運営方針においても、保険料水準の統一（同一所得・同一世帯構成であれば、県内のどの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態）の目標年度を令和18年度とし、段階的に各種国保事業の標準化に取り組むことが明記されています。</u>

重点項目

	項目	概要（新）	概要（旧）
1	収納対策強化等による 国保財政の健全化	(1) (削 除) いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせないよう、公費の獲得 (削 除) 等に より、国保財政の健全運営を目指す。 また、引き続き香川県及び県内市町との、県内の国民健康保険料水準の統一に向けた検討・取組を進める。 (2) 「高松市国民健康保険料収納率向上プラン」に基づき、<u>滞納対策の強化として、預貯金や年金等の資産調査対象を拡充し、資産を発見した際は、適切に納付指導や滞納処分を行う。</u> <u>また、国民健康保険加入手続きの際に口座振替登録の勧奨を行うとともに、滞納状態の早期段階の世帯に対し、架電による納付催促及び生活状況等の把握を行うことにより、滞納発生の未然防止に努める。</u> (削 除)	<u>赤字削減・解消計画に基づき、</u>いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせないよう、公費の獲得、<u>保険料率の適正賦課、収納率の向上、及び健康づくり等を通じた医療費適正化に向けた取組等</u>により、国保財政の健全運営を目指す。 また、引き続き香川県及び県内市町との、県内の国民健康保険料水準の統一に向けた<u>議論に参加する。</u> 「高松市国民健康保険料収納率向上プラン」に基づき、令和6年4月から「<u>Web口座振替受付サービス</u>」を開始するなど、<u>納期内納付の環境を整備し、デジタルサイネージを活用した納期限の周知などにより、保険料納付に対する意識啓発を行う。</u> <u>また、督促状発送前に未納者に架電するなど、早期の納付指導に努め、滞納世帯に対し、適切に納付指導や滞納処分を進める。</u> <u>なお、様々な要因により保険料の納付が困難な世帯に対しては、納付に関する指導や相談と併せて、生活再建に関する支援先の案内等も行う。</u>

2	国保資格及び医療費の適正化	(1)	<u>被用者保険等との重複資格者について、資格喪失届出の勧奨や職権消除による資格喪失処理を定期的に行うことで、被保険者資格の適正化を図る。</u> <u>また、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことに伴い、オンライン資格確認システムの利用件数増加が見込まれているため、同システムへの登録データの正確性を確保し、適切な運用を図る。</u>	<u>マイナンバーカードを保険証として利用するメリット等について、周知・広報を行う。また、令和6年12月に予定されている保険証廃止後の対応において、被保険者が適切な保険診療等を受けられるよう、国の動向を注視し、確実に資格確認書又は資格情報のお知らせを交付するなど、円滑な制度移行を図る。</u>
		(2)	(同 右)	香川県国民健康保険団体連合会等との連携を強化し、保険医療機関等の診療報酬明細書の点検や第三者行為求償事務をより適正に行うほか、療養費の支給の更なる適正化と事務の効率化に向けて、香川県及び県内市町と検討を行う。
		(3)	(同 右)	重複・多剤服薬、重複・頻回受診対策やジェネリック医薬品の推進等により、被保険者の健康増進、医療費適正化を図る。
3	保健事業の推進	(1)	(同 右)	第3期データヘルス計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームが中心となって、個別の保健事業や評価指標の進捗状況を基に進行管理を行う。

		(2)	(同 右) また、<u>特定保健指導にオンライン面談を取り入れるなど、IT・デジタル化を図りながら、利便性、効率性の高い保健事業の実施に努める。</u>	特定健康診査や特定保健指導等の適切な実施により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、被保険者の健康保持及び医療費適正化を目指す。 また、<u>被保険者が安心して保健指導を受けやすい環境づくりを図るため、「新しい生活様式」の広がりを踏まえた、IT・デジタル化の推進を検討する。</u>
		(3)	(同 右)	慢性腎臓病の発症や人工透析への移行を防ぐとともに、高血圧症や脂質異常症にも着目し、必要に応じた保健指導や適切な医療機関の受診を促すことにより、生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。
		(4)	(同 右)	将来の重篤な疾患の予防、介護予防、認知症予防、そして健康寿命延伸のために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続し、高齢者の特性を踏まえ、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に積極的に取り組む。
	4 その他取組事項	(1)	女木島及び男木島に設置している国民健康保険直営診療所については、<u>島と島をつなぐオンライン診療の浸透を図るとともに、地域住民や利用者の意見を伺いながら、(削除)診療体制などに関する、今後の在り方の検討を行う。</u>	女木島及び男木島に設置している国民健康保険直営診療所については、地域住民や利用者の意見を伺いながら、<u>オンライン診療を含めた診療体制などに関する、今後の在り方の検討を行う。</u>

